

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

瞑想とストレッチで昼礼を有効活用
休んだ体を目覚めさせる
東洋建設

特集Ⅱ

活動のスパイラルアップへ
コスモスで好事例紹介
全国建設業労働災害防止大会

ニュース

心の健康対策中小で進む
厚労省 25年労働安全衛生調査

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2221

2014

11 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21宮城会
社会保険労務士事務所ONE
代表 中島文之

第182回

外にあったバス部品を取ろうとしてハチに刺され負傷

■ 災害のあらまし ■

M社は、自動車整備業および中古バス販売業を営む、労働者15人程度の中小企業である。その事業の一環として、著しい経年劣化や水没などにより運行の用に適さなくなったバスを安値で買い取り、車体を化粧直ししたり使用可能な部品同士を組み合わせるなどして走行可能な状態に再生して販売する、という業務を行っていた。

M社は、バスの部品取りや組立てを行うための工場と事務所とを所有しており、買い取ったバスおよびその部品は工場敷地内に保管していた。敷地は二方面を土手に囲まれており、土手には雑草がうっそうと生い茂っている。梅雨明け間もない7月末日、労働者Uが中古バスのエンジンリッド部分の修復作業をするため、工場敷地内の土手に立てかけておいた数枚のエンジンリッドから「リンク」と呼ばれる部品を調達しようとしたところ、その近くにハチが営巣していたことに気づかず、革手袋を着用していた右手首を蜂に刺されて負傷した。

■ 判断 ■

Uが中古バスの組立て作業を担当する労働者であったこと、バスの保管場所の立地上、蜂が巣を作ることは可能性として有りうることなどから、業務遂行性および業務起因性が認められ**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

労災保険の各種給付を受けるためには、「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡」が要件となる。そして「業務上」か否かの判断は、労働者が事業主の支配ないし管理下にあったか否か（業務遂行性の有無）と、業務または業務行為と労働者の負

傷、疾病その他との間に相当因果関係があったか否か（業務起因性の有無）とを総合考慮して行われる。

この事例における業務遂行性および業務起因性について考察する。まず、Uが蜂に刺されて負傷したのは、「M社が保管していた複数枚のエンジンリッドからリンクを取り出そうとした時」だった。Uの担当する業務は、バスを走行可能な状態にするための組立て作業であり、その中にはM社が保管するバスないし部品から必要なものを調達することも含まれるのだから、Uの動作には「業務遂行性」があったと見て差し支えない。

また、蜂が巣を作っていたのは、M社の工場敷地内の雑草が生い茂る土手であった。中古バスを整備ないし組み立てて販売するというM社の事業内容、また二方面を土手に囲まれるというM社の工場敷地の立地条件を併せ考えれば、Uの負傷は業務または業務行為に伴う危険性が現実化したものといえるだろう。

言い換えれば、労働者の負傷と業務行為との間に相当因果関係があるのであり、業務起因性も肯定されてしかるべきである。

以上見てきたように、この事例におけるUの負傷には業務遂行性および業務起因性の双方がともに認められる。よって、それを「業務上の負傷」として労災認定を下した当局の判断は、至極真っ当なものであろう。

事例では右手を負傷するだけで済んだものの、蜂に刺されること、とりわけスズメバチに刺されることは死亡事故にもつながるので注意が必要である。厚生労働省の人口動態調査によれば、毎年20人前後（多い年では40人を超える）もの被害者が蜂刺されによって命を落としている。また同



調査によると、この数字はクマに襲われて死亡する人数のおよそ3倍にも達し、自然生物による死亡事故の中では最も多い。

とはいえ、スズメバチの針に含まれる毒の量はそれだけで人間を死亡させるには至らず、死亡事故のほとんどがアナフィラキシーショックの発症によるものである。アナフィラキシーショックとは、一度スズメバチに刺されて体内にその毒の抗体ができた状態で、再度スズメバチに刺され同じ毒が体内に取り込まれてしまうと、抗体が過剰に反応してしまい、呼吸困難や血圧低下といった生命にかかわる症状を引き起こす、一種のアレルギー反応のことである。死亡例の多くが刺されてから1時間以内の出来事であるため、スズメバチに刺されたことが分かったら、直ぐに救急車を呼ぶなど迅速で適切な対応が必要となるだろう。

スズメバチの巣は、女王蜂となるハチが4月～5月ごろから作り始め、夏から秋にかけてその大きさが最大となる。職場の安全や労働者の生命を守るためには、各自治体の衛生課や保健福祉課から蜂の巣駆除の専門業者の紹介を受けたり、各事業主が自ら信頼できる業者を見つけるなどして、蜂の巣を早急に駆除することが肝要である。